北摂の樹木葬
木もれびと星の里

大阪北摂霊園 ドイツ型樹木葬墓地

使用者募集のご案内

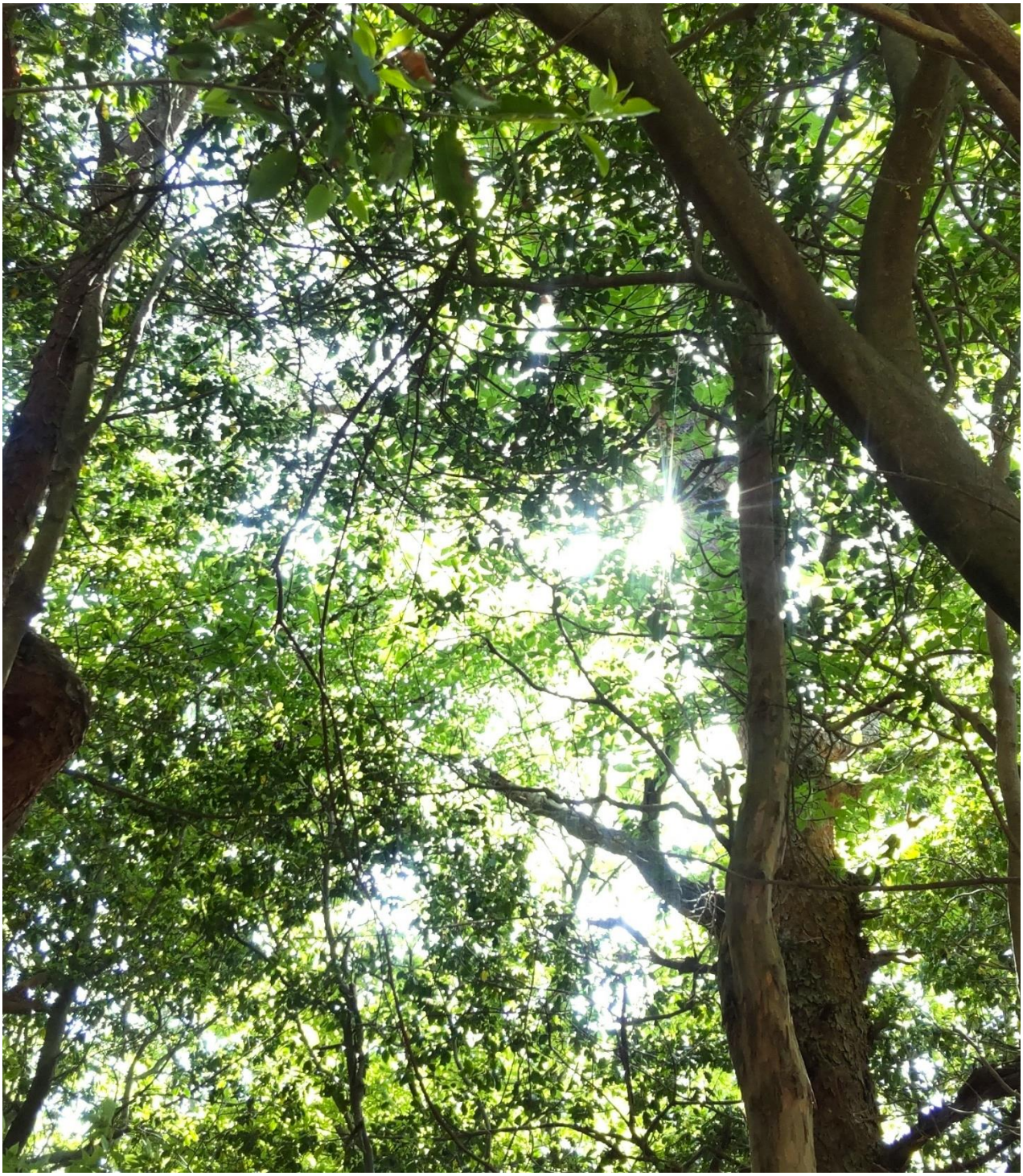

１．ドイツ型樹木葬の特長

ドイツ型樹木葬では、郊外の森林を利用し、自然保護のために残す場所がお墓として用いられています。森林の木々をそのまま墓標とし、その根元にご遺骨を埋蔵します。家族で使う木や友人と使う木など、木の根元の周りに埋蔵する場合と森全体のどこに埋蔵されているかわからないというお墓もあり、個人個人のニーズに合わせた選択ができるようになっていることも特徴です。

（木を墓標とするタイプ）

木だち（占用型）

好きな樹木を選び、その根元の周りの区域を１家族でお使いいただくご契約になります。

木もれび（共用型）

好きな樹木を選び、その根元の周りに個人で埋蔵していただくご契約になります。

１本の樹木には複数の埋蔵場所があり、夫婦や友人で隣同士の場所を契約することもできます。

木々の風（ペット共葬専用

大切な家族の一員としてペットも家族と一緒に眠れる専用エリアです。
好きな樹木を選びその根元の周りの区域を１家族でお使いいただくご契約になります。

（森全体がひとつのお墓になる）

天の川（集合型）

森の中の集合墓で、エリア内の区域に順番に個別に埋蔵します。お一人おひとりが同じ森に眠る様子を、夜空にきらめく星々になぞらえて「天の川」と名付けました。

２．お申込みから使用期間終了までの流れ

① お申込み

現地をよくご確認いただきお申込みください。

② 使用開始

使用料のお振込み後、使用許可申請のお手続きをお願いします。

「大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可証」をお渡しします。

使用期間は、使用許可日から 2121 年 3 月 31 日までとなります。

③ 納骨（埋蔵）

ご遺骨を埋蔵する際は、埋蔵届が必要です。埋蔵手続きの際にご遺骨をお預かりして当霊園で埋蔵を行います。 埋蔵できるご遺骨の数は、「木だち（占用型）」「木々の風（ペット共葬専用型）」(ペットも含む)については、墓標とする樹木により異なりますので事前にご確認ください。

「木もれび(共用型)」「天の川(集合型)」については、１申込みにつき１体となります。

木々の風（ペット共葬専用型）の特例

ペットも家族として一緒に埋葬することができるタイプです。

ペットの焼骨を埋蔵する場合も埋蔵届出が必要となり、ペットの焼骨をお預かりして当霊園で埋蔵を行います。ペットの焼骨は、６寸以下の骨壺（ 同等の大きさの容器でも可能 ）の大きさで１カ所の埋蔵場所を使用します。また、複数のペットを一つの骨壺等に納めて頂く場合や人のご遺骨と併せてペットも一緒に一つの骨壺に納めて頂き、埋蔵手続きを申出て１カ所の埋蔵場所に埋蔵することもできます。ただし、すでに埋蔵した埋蔵箇所に追加で埋蔵する事はできませんのでご注意ください。

④ 使用期間の終了

2121 年 3 月 31 日で使用期間は、終了し、墓所使用権は消滅します。

⑤ 使用期間終了後

使用期間終了後は、埋蔵されたご遺骨の祭祀主宰者は当霊園へ移行します。

埋蔵されたご遺骨は、山林とともに自然遷移する（土に還っていく）ことになります。

開園から５０年間（2021 年～2071 年 3 月 31 日まで）

お墓参りがしやすいように、
献花台及び園路の保守整備と
山林管理（枝払い、下草の除草など）
を行います。

↓

↓

以後５０年間（2071 年 4 月 1 日～2121 年 3 月 31 日まで）

主園路及び副園路は閉鎖し、
お墓参りは献花台からしていただきますが、
埋蔵は可能です。
山林については、枝払い等の保全を
行います。

↓

↓

１０１年目（2121 年 4 月 1 日）以降

原生的な自然への回復に
向けて埋蔵されたご遺骨とともに
遷移を進めます。

３．申込資格者（居住地、国籍、宗旨・宗派は問いません。）

□　木だち（占用型）及び木々の風（ペット共葬専用型）

お墓の祭祀を主宰される方

□　木もれび（共用型）及び天の川（集合型）

埋蔵するご遺骨を所持している方又は自己の焼骨の埋蔵を希望する方（生前予約者）

４．使用申込み

現地をご確認いただき、使用上のきまりをご承諾の上、「大阪北摂霊園樹木葬墓地使用申込書」を記入押印のうえ、お申込みください。郵送による受付も可能です。電話によるお申込みはできません。お申込み書類は、お返し出来ませんのでご了承ください。

□　受付窓口　　公益財団法人　大阪府都市整備推進センター

大阪北摂霊園管理事務所　TEL072-739-0291～2（午前９時から午後５時）

〒563-0216　大阪府豊能郡豊能町高山 235

霊園管理課　TEL06-6871-0577（午前９時から午後５時 土・日・祝日は除く。）

〒565-0874　吹田市古江台４丁目 119 番地

ディオス北千里１番館３階（りそな銀行が１階にあるビル）

□　使用料（非課税）

・木だち　（占用型）　　６５０，０００円　～　１，２００，０００円　／　１契約

・木もれび（共用型）　　３００，０００円　／　１体

・天の川　（集合型）　　１６０，０００円　／　１体

・木々の風（ペット共葬専用型）

１，４５０，０００円　～　１，６００，０００円　／　１契約

２，

※　現在、募集中の樹木葬墓地は、別紙「募集中一覧」をご覧ください。

使用開始時に納めていただいた使用料及び記名板（オプション）の費用以外は、かかりません。2121年３月３１日までの期間使用料と共に、ご遺骨（ペットも含む）の埋蔵料、山林管理料 注) も含まれています。

注)山林管理料は、樹木葬墓地の全体維持管理に要する費用で、個々の樹木の維持管理に要する費用ではありません。また、枯れ木対策を行うものでもありません。

□ 記名板（オプション）

埋蔵された方おひとりに１枚　　３３，０００円（消費税相当額を含む）

- 樹木に設置するタイプ（木だち、木もれび、木々の風）

（１）刻字内容

墓標となる樹木に、

①氏名②生年月日③死亡年月日を刻字した金属プレートに１枚につき１名の方を記載して記名板（プレート）を取り付けます。

※樹木に設置するタイプの記名板に刻字する内容は、

上記の①、②、③の内で希望する項目又は被埋蔵者の家名等（例：〇〇家、〇〇家の墓、〇〇家先祖代々 ※ただし、家名に属するものは木だち・木々の風に限る）を記載する事が出来ます。氏名、生年月日、死亡年月日で希望する項目又は、家名等を中央に配置します。

（全ての記載を希望する場合のイメージサンプル ）

サイズ　　縦５０mm　×　横１２０mm

- 掲示板タイプ（木だち、木もれび、天の川、木々の風[ペット用として申込みは、出来ません。]）

（１）刻字内容

天の川付近に設置された掲示板に、

①氏名②生年月日③死亡年月日を刻字した金属プレートに１枚につき１名の方を記載して記名板（プレート）を取り付けます。

※掲示板タイプの記名板に刻字する内容は、上記の①、②、③の全てを記載していただきます。

サイズ　　縦２５mm　×　横１２０mm

５．使用許可申請の手続き

大阪北摂霊園樹木葬墓地の使用申込みを頂いた方に「大阪北摂霊園樹木葬墓地許可申請書」、「払込票（兼受領書）」及び「ご使用の手引き」をお送りいたしますので申請手続き期間内（10日程度）に手続きをお願いします。

□ 使用料の納入

使用料について、「払込票（兼受領書）」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括して払込みを行ってください。（「払込票（兼受領書）」以外での振込みを希望される方は、ご使用の手引きに記載する振込口座のいずれかにお振込みください。）

□　使用許可証の発行

受付期間内に必要書類を受付窓口又は郵送にて申請手続きを行ってくだい。墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可証」を発行いたします。郵送申請の場合は、事前に電話連絡の上、お手続きをお願いします。

□　許可申請に必要書類

・木だち（占用型）及び木々の風（ペット共葬専用型）

（１）大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可申請書（印鑑登録証書の印鑑を押印）

（２）誓約書（使用許可申請書の裏面、印鑑登録証明書の印鑑を押印）

（３）住民票（本籍地記載があるもの）　１通（３か月以内のもの）

（４）印鑑登録証明書　１通（３か月以内のもの）

（５）払込票（兼受領書）

（６）使用申込書控

・木もれび（共用型）及び天の川（集合型）

（１）大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可申請書（押印）

（２）誓約書（使用許可申請書の裏面、押印）

（３）住民票又は健康保健証の写しなど、住所、氏名、生年月日の記載があるもの

（４）火葬許可証又は改葬許可証等の写し（生前予約者の方は不要）

（５）払込票（兼受領書）

（６）使用申込書控

６．使用上のきまり

北摂の樹木葬「木もれびと星の里」の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。主なものを以下のとおりお示しします。

□　樹木葬墓地の使用の制限（お墓参りの方法等）

（１）お墓参りは、樹木葬墓地の区域のうち、主園路、副園路、管理用通路及び献花台となります。園路や献花台から離れている樹木の場合、墓標となる樹木の近くに行くことはできません。また、天の川区域に立ち入ることもできません。

※埋蔵されている墓所の上を他の墓参者の方に踏まれることがないよう、墓参者の安全面に配慮したものです。

（２）線香、ろうそく等の火器の使用はできません。

（３）お供え物は、お持ち帰りいただきます。（献花台の供花を除く。）

（４）急斜面に墓標樹木がある場合がありますので、ご自身はもとより他の墓参者の安全には細心の注意をお払いください。お墓参り時に事故等が生じても、当霊園は責任や補償を負いかねます。

（５）当霊園の樹木葬墓地は、100 年間お墓としての管理を行います。

当初の 50 年(2071 年 3 月 31 日まで)は、お墓参りがしやすいように献花台及び園路の保守整備、山林管理（枝払い、下草の除草など）を行います。

その後の 50 年(2071 年 4 月 1 日から)主園路及び副園路は閉鎖し、お墓参りは献花台から行っていただきますが、埋蔵は可能です。山林については枝払い等の保全を行います。2121 年 4 月 1 日以降は、墓地の役割を終え埋蔵されたご遺骨とともに原生的な自然への回復に向けて遷移を進めます。

□　埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。

ただし、ペット共葬専用である４エリア、５エリア及び１０エリアは、ペットの焼骨を埋蔵することがきでますが、他のエリアではペットの埋蔵を受付けることは出来ませんのでご確認下さい。

□　埋蔵数の制限

・木だち(占用型)及び木々の風（ペット共葬専用型）

埋蔵が可能なご遺骨の数(ペットも含む)は、墓標となる樹木により異なります。

埋蔵可能数以内でご利用いただきます。(事前にご確認ください。)

・木もれび(共用型)及び天の川(集合型)

埋蔵が可能なご遺骨の数は、１申込みにつき１体となります。(ペットの埋蔵は出来ません)

□　使用料

北摂の樹木葬「木もれびと星の里」の使用料は、次の料金を含んでいます。

・ 2121 年 3 月 31 日までの期間使用料、ご遺骨の埋蔵料、山林管理料

※山林管理料は、樹木葬墓地の全体維持管理に要する費用で、個々の樹木の維持管理に要する費用ではありません。

□　使用許可証

墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可証」を交付いたします。「大阪北摂霊園樹木葬墓地使用許可証」は、ご遺骨の埋蔵などの各手続きに必要ですので大切に保管してください。

□　使用許可の取消し使用者が次のいずれかに該当するとき

使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

（１）偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

（２）樹木葬墓地の墓所使用権を第三者に譲渡し、または転貸した時。

（３）その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□　使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

（１）2121 年 3 月 31 日が到来し、使用期間が満了したとき。

（２）樹木葬墓地使用者から樹木葬墓地の使用を必要としなくなった旨の申し出があったとき。（※ご遺骨（ペットも含む）の埋蔵前に限ります）

□　祭祀主宰者の移行

使用期間の終了をもって墓所使用権は消滅します。その時点で当樹木葬墓地に埋蔵されたご遺骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行します。また、使用期間中に使用者死亡等により祭祀が主宰できなくなった場合も霊園管理者が祭祀主宰者となり被埋蔵予定者として登録された方のご遺骨は埋蔵でき、当お墓は存続します。承継の手続きは不要です。使用期間終了後は、埋蔵されたご遺骨とともに原生的な自然への回復に向けて遷移を進めます。

□　承継を希望される場合

使用期間中に使用者がお亡くなりになるなど祭祀主宰者が霊園管理者に移行するような場合、木だち（占用型）及び木々の風（ペット共葬専用型）については、ご親族等の希望によっては承継していただくことは可能です。

その場合、承継のお手続きが必要となります。

□　返　還

使用墓所が不用になったときは、速やかにその旨を申し出てください。

（※ご遺骨（ペットも含む）の埋蔵前に限ります。）

使用墓所を返還された場合、既納の墓所使用料等は還付しません。ただし、ご遺骨を埋蔵していない場合で使用許可日から3年以内のときは、既納の使用料等の 1／2 の額を還付します。

□　埋蔵手続き

必要書類の提出とともにご遺骨を持参の上、霊園管理事務所にて引き渡していただきます。埋蔵は、ご遺骨の引渡しを受けた後、当霊園が使用墓所に埋蔵いたします。

樹木葬墓地への埋蔵は、指定日（水曜日）に当霊園が行います。

□　ドイツ型樹木葬墓地の性質による管理の特徴など

（１）天変地異により樹木葬墓地が原型をとどめなくなった場合は、安全対策のための復旧を行い、使用許可期間(2121 年 3 月 31 日)まで復旧後の現状のまま保存、管理を行います。

（２）墓標となる樹木が枯れてしまった場合、倒壊や破損した場合など、これによる「植替え」補償はいたしません。伐採した切株などを墓標として使用していただきます。

また、記名板を設置されている方は、切株等に引続き設置いたします。

（３）埋蔵後は、ご遺骨の返還はいたしません。

大阪北摂霊園のご案内

□名　　称　　大阪北摂霊園（昭和 48 年 11 月開園）

□経営主体　　公益財団法人　大阪府都市整備推進センター

□所 在 地　　大阪府豊能郡豊能町高山、箕面市大字粟生間谷及び茨木市泉原にまたがる地域

□規　　模　　総　面　積　　983,497 ㎡

墓地経営面積　　983,497 ㎡

□主な施設　　霊園管理事務所、中央休憩所、その他（各園内バス停留所、休憩所、東屋など）

・年末年始も開園しご自由にお参りしていただけますが、窓口業務（霊園管理事務所を含む。）は休みとなります。

・開園時間は、午前９時から午後５時まで

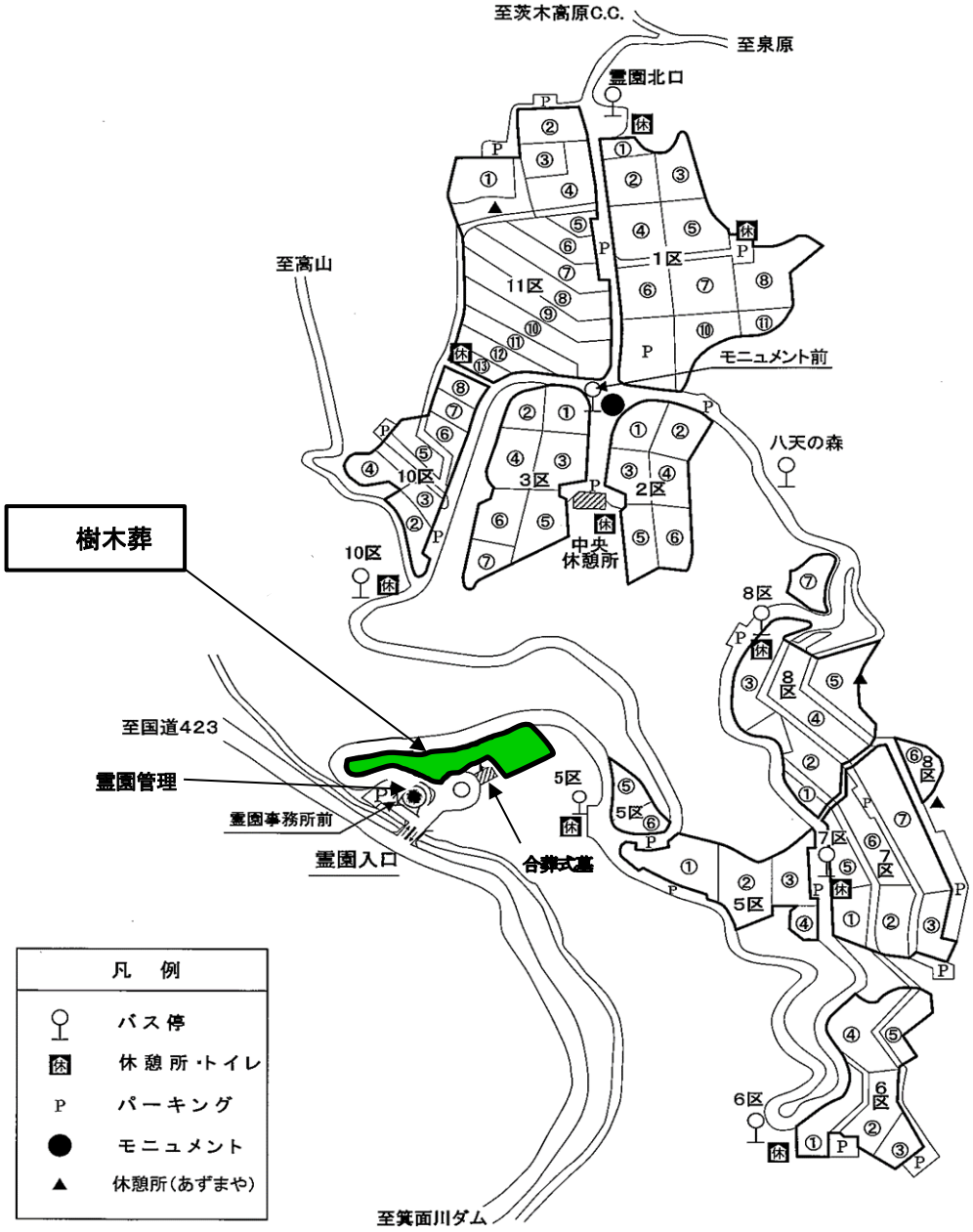

交通アクセスマップ

交通機関のご案内

【電車とバスをご利用の場合】

- 阪急電鉄千里線「北千里駅」下車、
  阪急バス5番のりば「大阪北摂霊園行き」　約55分
- 北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線直結）及び
  大阪モノレール「千里中央駅」下車、阪急バス4番のりば
  「大阪北摂霊園行き」(粟生団地～勝尾寺経由)　約45分

※阪急バス：平日は1日3便、
土・日・祝日は1日6便

【お車をご利用の場合】

- 千里中央ICから約30分。梅田から約60分(新御堂筋利用)
  - 1 西田橋から勝尾寺経由の場合　・・・・白島交差点を右折
  - 2 箕面ドライブウェイご利用の場合　・・白島交差点を左折
  - 3 箕面グリーンロード(箕面有料道路)ご利用の場合
    白島交差点を直進　止々呂美～金石橋交差点を勝尾寺方面へ
    (通行料金普通車630円[社会実験期間中：令和4年3月31日までは420円])
- 箕面とどろみICから約15分。・・止々呂美～金石橋交差点を勝尾寺方面へ

園内には墓域の近くまで、車が乗り入れできる駐車場がございます。

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

大阪北摂霊園管理事務所（霊園現地）

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235

電話番号（072）739-0291・0292

（土・日・祝も営業　9:00 ～ 17:00 ）

※年末年始の窓口業務は休みとなります。

霊園管理課　（北千里オフィス）

〒565-0874 大阪府吹田市古江台4丁目 119 番

電話番号（06）6871-0577

（平日のみ営業　9:00 ～ 17:00 ）